

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する必要な措置を定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

- (1) 市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図る。
- (2) 市は、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

- (1) 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。
- (2) 市教育委員会は、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 避難住民等の雇用対策

厚生労働省は、必要に応じて避難住民等に対するきめ細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるとともに、被災した地域における雇用の維持を図るために必要な措置を講ずる。市は、これらの措置と相まって地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよ

う努める。

4 市有財産等の無償貸し付け

市は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸し付け又は使用の対価を無償とし、又は 時価より低く定めることができる。

5 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

- (1) 市は、水道事業者として、被害状況に応じて適切な配水コントロールを行い、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 市は、地域防災計画（第3章-第23節 給水計画）の定めに準じて、水道水の応急給水を実施する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

2 公共的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。